（地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条第１項に基づく地方公共団体実行計画）

第５次忠岡町地球温暖化対策実行計画

令和５年度～令和 12 年度

令和５年７月

忠岡町

目　　次

第１章　計画策定の背景 １

１－１　気候変動の影響 １
１－２　地球温暖化対策を巡る国際的な動向 １
１－３　地球温暖化対策を巡る国内の動向 ２
１－４　第４次忠岡町地球温暖化対策実行計画の進捗状況 ３

第２章　計画の基本的事項 ４

２－１　目的 ４
２－２　位置付け ４
２－３　計画期間 ５
２－４　対象範囲 ５
２－５　対象となる温室効果ガス ５

第３章　町の温室効果ガス排出量と削減目標 ６

３－１　基準年度 ６
３－２　温室効果ガス排出状況 ６
３－３　目標 ７
３－４　目標達成の基本方針 ８

第４章　温室効果ガス削減に向けた取組 ９

４－１　職員等の取組 ９
４－２　施設や設備管理者等の取組 １０
４－３　事務局の取組 １２

第５章　計画の進行管理 １３

５－１　推進体制 １３
５－２　進行管理 １４
５－３　進捗状況の公表 １４

巻末資料

資料　計画の対象範囲となる組織と施設

第１章　計画策定の背景

１－１　気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年８月には、IPCC 第６次評価報告書第１作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

１－２　地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）と非附属書Ⅰ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution）」として、５年ごとに温室効果ガスの排出削減目標を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇と比較して２℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

１－３　地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021 年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、５年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表１－１　地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画（概要）」

温室効果ガス排出量・吸収量（単位：億t-CO2）		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO_2		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲７%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO_2、メタン、N_2O		1.34	1.15	▲14%	▲８%
HFC等４ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	（▲0.37億t-CO_2）
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で１億t-CO_2程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

＜https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html＞

１－４　第４次忠岡町地球温暖化対策実行計画の進捗状況

第４次忠岡町地球温暖化対策実行計画の進捗状況は、以下のとおりです。

表１－２　計画の概要

項目	内容
策定年度	２０１８年度
基準年度	２０１６年度
中間目標年度（削減目標）	２０２２年度（１５％）
最終目標年度（削減目標）	２０３０年度（４０％）
対象ガス	二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）

表１－３　計画期間における温室効果ガス総排出量の推移

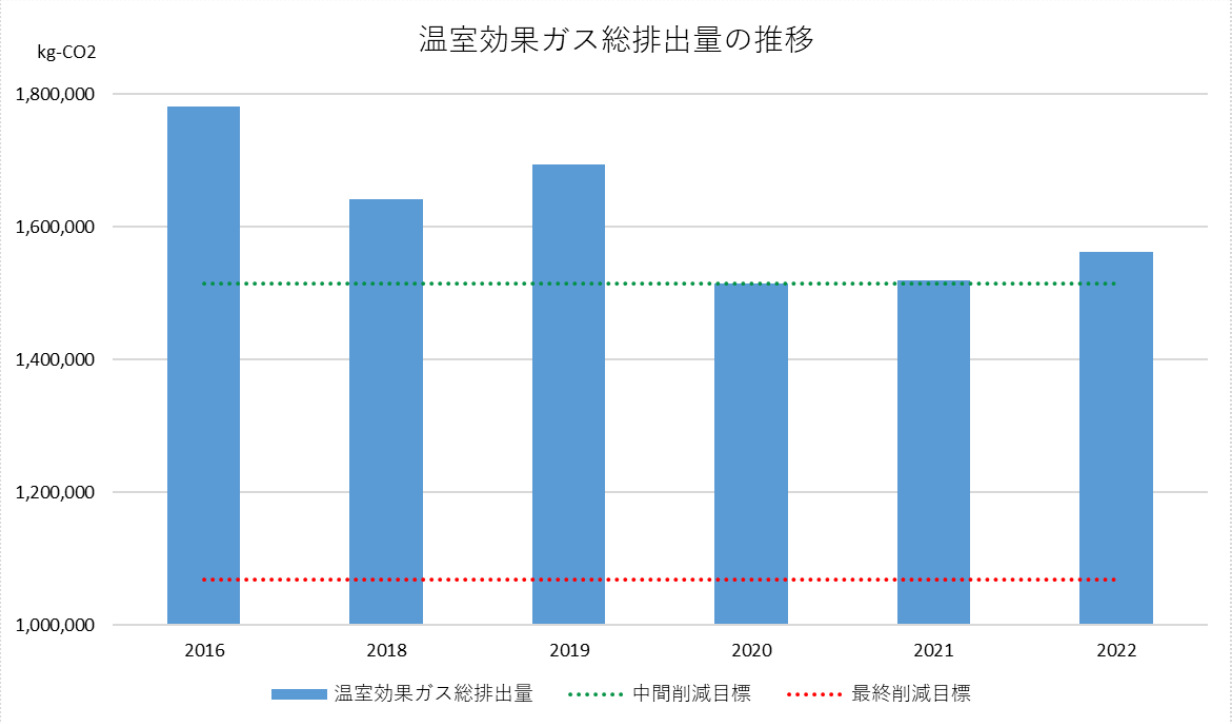

	2016年度（基準年度）	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
温室効果ガス総排出量（kg-CO2）	1,781,961 （中間目標値：1,514,667） （最終目標値：1,069,176）	1,641,528	1,694,390	1,515,112	1,519,182	1,562,563

第２章　計画の基本的事項

２－１　目　的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 ２１条に基づき、町が事務事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に策定します。

地球温暖化対策の推進に関する法律　第２１条(抜粋)

地球温暖化対策の推進に関する法律
第２１条
　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
２ 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
　　一　計画期間
　　二　地方公共団体実行計画の目標
　　三　実施しようとする措置の内容
　　四　その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
１３ 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
１５都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

２－２　位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の義務として策定するものであり、上位計画である「第６次忠岡町総合計画」やその他の関連計画と、相互に連携しながら取組を進めます。

２－３　計画期間

2023 年度から 2030 年度までの８年間を計画期間とします。

２－４　対象範囲

本計画の対象範囲は、忠岡町が所管する全事業拠点の事務及び事業とします。（巻末資料参照）

２－５　対象となる温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第２条第３項が対象としている下記の７種類の温室効果ガスのうち、忠岡町での排出量が極めて少なく算定が容易ではない④ハイドロフルオロカーボン、⑤パーフルオロカーボン、⑥六ふっ化硫黄、⑦三ふっ化窒素を除いた３種類の温室効果ガスを対象とします。

表２－１　計画の対象とする温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源
① 二酸化炭素（CO_2）	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの
② メタン（CH_4）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの
③ 一酸化二窒素（N_2O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの
④ ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの
⑤ パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの
⑥ 六ふっ化硫黄（SF_6）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの
⑦ 三ふっ化窒素（NF_3）	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられているもの

第３章　町の温室効果ガス排出量と削減目標

３－１　基準年度

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」との整合を図るため、2013 年度を基準年度とします。

３－２　温室効果ガス排出状況

本計画の基準年度となる 2013 年度の忠岡町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量※1は、以下のとおりです。

表３－１　基準年度（２０１３年度）温室効果ガス排出量

区　　分	排出量
温室効果ガス総排出量（CO_2）	1,832,778 kg-CO_2

※1 排出される温室効果ガス、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）のそれぞれに地球温暖化係数をかけ、CO_2 に換算した時の温室効果ガス総排出量のこと。

３－３　目標

本計画に示した措置を着実に実施することにより、町の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、2013 年度に比べ、2030 年度までに 46%削減することを目標とします。

最終目標	2030 年度に、基準年度比 46%の温室効果ガス排出量の削減を目指します。

表３－２　温室効果ガス排出量　削減目標

年　度	温室効果ガス排出量 （kg-CO2）	目標削減割合 （2013 年度実績値比）
2013 年度	1,832,778 （実績値）	―
2022 年度 （第４次計画中間目標年度）	1,562,563 （実績値）	―
2030 年度	989,700 （目標値）	▲46%

３－４　目標達成の基本方針

目標を達成するための基本的な方向性を以下に示します。

１　日常業務に関する地球温暖化対策の推進

忠岡町では、職員一人ひとりが環境配慮行動に取り組んできた結果、温室効果ガス排出量の削減に着実に繋がってきました。今後も職員の意識向上にも繋がる日常業務に関する取組を継続していきます。

また、町の施設は町民や事業者等の利用が多いため、施設における省エネ・省資源の取組は町民や事業者等の協力が不可欠です。このため、今後も町民や事業者等への普及啓発に努めるとともに、連携・協力を続けていきます。

２　施設や設備機器の保守管理と運用改善の推進

庁舎や公共施設からの温室効果ガスの削減に効果的な設備機器の運転制御や運用改善等のエコチューニングを実施していきます。また、庁舎や公共施設における、環境配慮型の設備機器等の更新・導入を計画的に推進していきます。また、これらに関連する補助・助成等の情報収集を積極的に行い、当該施設や設備機器担当等の情報を必要とする部署等に対して的確・迅速に情報提供を行います。

第４章　温室効果ガス削減に向けた取組

４－１　職員等の取組

各課の責任者は、本件担当職員だけでなく職場全体で、次に示す職場内で実施できる地球温暖化対策を推進します。

表４－１　【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空　　調	・執務室の温度を夏は高め(28℃)・冬は低め(19℃)にする ・空調の運転時間を適正化する ・会議室等常時使用していないエリアの冷暖房の停止を徹底する
給　湯　等	・給湯温度をこまめに調整する
照　　明	・外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯し、無駄をなくす ・残業時には、業務に支障のない範囲で、室内の部分消灯を徹底する ・給湯室・トイレ・廊下等の共有部分の照明は、来庁者の支障にならない範囲で消灯する ・会議室や更衣室、倉庫等では、使用していないときの消灯を徹底する
服　　装	・夏季は、暑さをしのぎやすい軽装（ノーネクタイ等）のクールビズ、冬季は、重ね着をするなどのウォームビズを励行する
エレベーター	・利用の少ない時間帯において、エレベーターを一部停止する ・職員は、エレベーターの利用を控え、階段の利用に努める
ＯＡ機器	・長時間離席時には、パソコンのシャットダウンを徹底する ・支障のない範囲でパソコン画面の輝度を低減する ・退庁時には、各自パソコンの電源を切り、最終退庁者は、プリンター及びコピー機の電源オフを必ず確認する ・事務用機器の更新時は、省エネルギー型製品の購入に努める
公　用　車	・急発進・急加速をしないなどのエコドライブを励行する ・自転車や原動機付自転車等を利用し、公用車の利用を少なくする ・自動車の走行距離等のデータを定期的に記録して燃費管理を行い、燃費の向上に努める ・公用車の更新時には、補助金の活用により電動車等の導入に努める

用　紙　類	・資料の共有化や簡略化を図る ・両面コピー、裏面活用を徹底する ・庁内庶務の電子化を推進する ・ペーパーレス化に努める ・会議資料等は、簡素化・共有化を行い、縮小コピーを利用するなど、部数を最小限とする
廃　棄　物 リサイクル	・ゴミの分別を徹底し、資源化を促進する ・封筒、ファイルなどの再利用を促進する ・プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルを推進する ・昼食等の食べきりを推進する ・エコバック、マイ箸等の使用を推進する
物品購入	・グリーン購入を推進する

４－２　施設や設備管理者等の取組

庁舎・出先機関の施設・設備管理責任者は、施設・設備管理担当職員と共に次に示す地球温暖化対策の推進に努めます。また、施設・設備管理担当職員は、庁舎・出先機関の職員への地球温暖化対策に関する啓発、及び施設利用者等への地球温暖化対策に等に関する呼びかけを行い、地球温暖化対策を確実に実施します。

表４－２　【庁舎等の施設及び設備の設計・維持管理等に関する取組】

項目	取組内容の一例
熱　源	・　冷却水の水質管理 ・　冷却塔充てん剤の補充 ・　冷却塔熱交換器のスケール除去 ・　冷温水出口温度の適正化 ・　熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 ・　冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 ・　蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 ・　熱源機の運転圧力の適正化 ・　熱源機の停止時間の電源遮断 ・　熱源機のブロー量の適正化 ・　エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 ・　経年劣化等により効率が低下したポンプの更新 ・　ヒートポンプシステムなどの高効率機器の導入 ・　ポンプ台数制御システムの導入 ・　ポンプの可変流量制御システムの導入 ・　熱源機の台数制御システムの導入 ・　大温度差送風・送水システムの導入

空　調	・　温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃 ・　冷媒（特にフロン類）等の漏えい点検、充填 ・　空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 ・　冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 ・　除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止 ・　空調対象範囲の細分化 ・　可変風量制御方式の導入 ・　エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 ・　スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受　変　電	・　エネルギー損失の少ない変圧器への更新 ・　デマンド制御の導入（ピーク電力の削減） ・　コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） ・　変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
給湯等	・　給排水ポンプの流量・圧力の適正化 ・　給湯温度・循環水量の適正化
照　明	・　照明器具の定期的な保守点検及び清掃 ・　個別点灯回路や人体感知装置の設置等の導入 ・　初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 ・　ＬＥＤ照明など高効率ランプへの更新
建　　物	・　高断熱ガラス・二重サッシ等の導入 ・　公共施設の緑化の推進
公　用　車	・　公用車のエコカー導入
その他	・　ファン・ポンプ・昇降機等へのインバータ制御システムの導入 ・　ＥＳＣＯ事業等による省エネルギー改修（省エネルギー基準に適合させるための改修） ・　社会情勢や電力市場を勘案した上で、再生可能エネルギー電力を多く供給する電気事業者から電力を調達する ・　施設の新設や改修時における、太陽光発電システムを中心とした再生可能エネルギーや省エネ設備の導入 ・　公共施設の ZEB※2化

※２ ZEB とは、「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）」の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと

４－３　事務局の取組

事務局は、次に示す取組を実施し、本計画に定めた温室効果ガス排出量削減目標の達成に努めます。

表４－３　【実行計画の管理等に関する取組】

項目	取組内容
情報提供	・ 設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助・助成金事業等に関する情報を収集し、情報提供を行う ・ 省エネ診断やＣＯ$_2$削減診断等に関する情報を収集し、情報提供を行う
進行管理	・ 「第 5 次忠岡町地球温暖化対策実行計画」の周知徹底を図る ・ 法令に基づき、各施設等のエネルギーデータを基に、本町の温室効果ガス排出量を算定し、各種報告を行う ・ 各施設の地球温暖化対策に関する取組を支援する
取組強化	・ 新しい技術や手法等を検討し、地球温暖化対策の強化を図る
情報公開	・ 取組結果を集計し、目標の達成状況を公表する

第５章　計画の進行管理

５－１　推進体制

本計画は、次の体制で実施します。

「環境管理統括者」（以下、「管理統括者」という。）である町長のもと、地球温暖化対策等事務局（以下、「事務局」という。）を設置し、取組を推進していきます。

事務局は忠岡町住民部生活環境課に設置し、生活環境課長を「地球温暖化対策等実行責任者」（以下、「実行責任者」という。）とし、地球温暖化対策等の取組の推進、指導を行います。

事務局は、実行責任者の指示の元、各課施設の温室効果ガス排出量や取組結果をとりまとめ、取組結果を公表していきます。実行責任者は管理統括者に推進状況の報告を行い、計画の適切な遂行を目指します。

図５－１　推進体制図

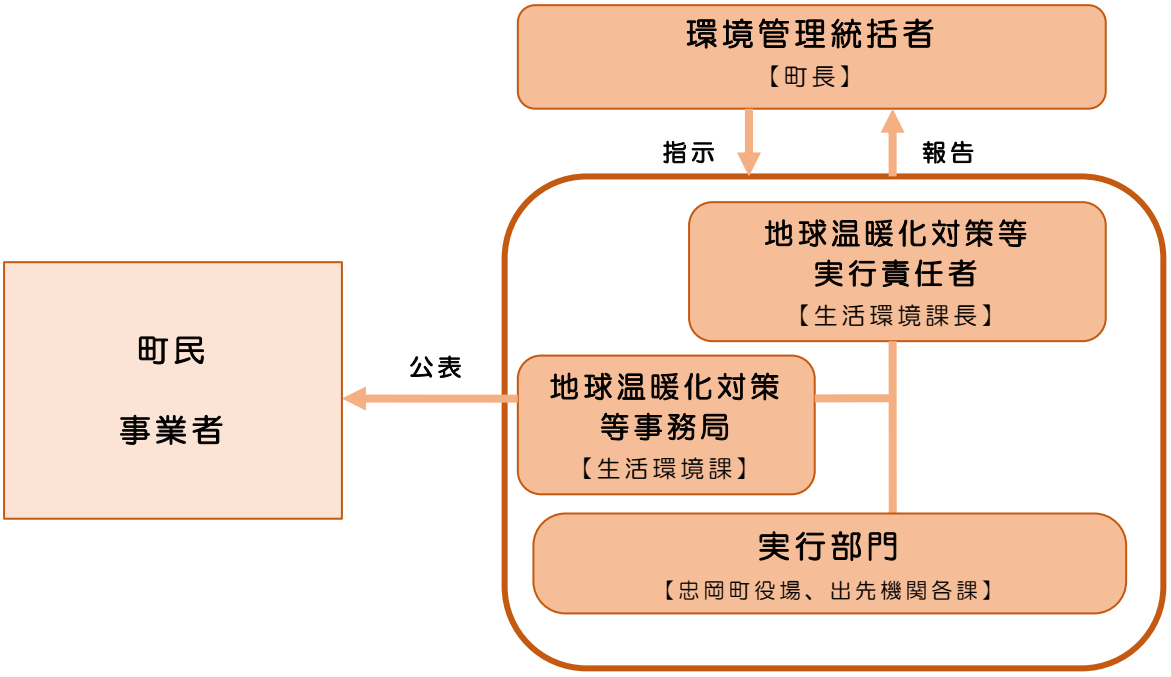

５－２　進行管理

事務局は、実行部門と協力し、定期的に取り組みの進捗状況について、把握及び点検を行います。

以下に、ＰＤＣＡサイクルのイメージを示します。

図５－２　計画の進行管理の仕組み（ＰＤＣＡサイクル）

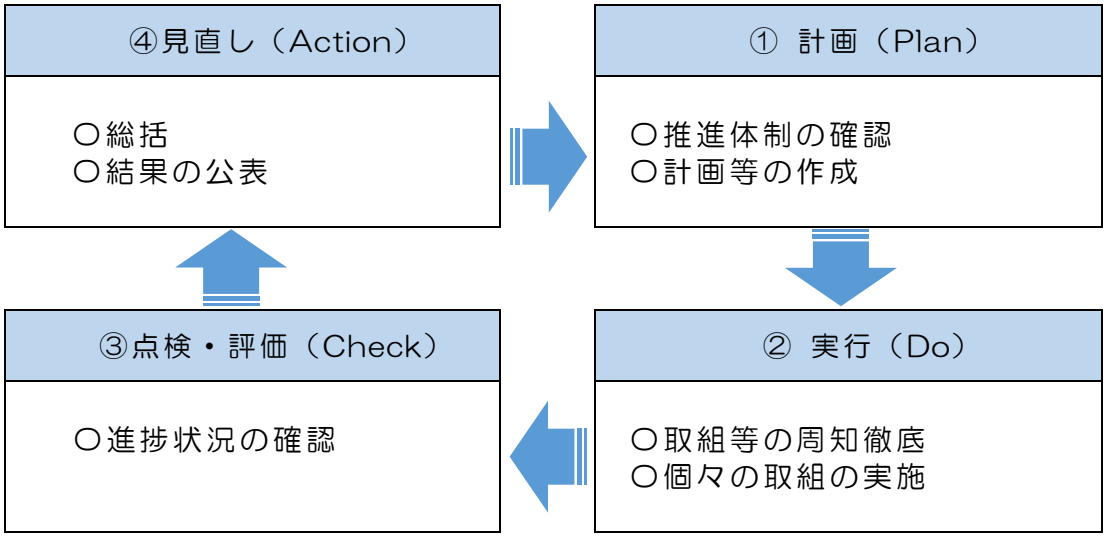

５－３　進捗状況の公表

忠岡町では、管理統括者、実行責任者、事務局間で協議した本計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）について、年１回町ホームページ等で公表します。

巻末資料

資料	計画の対象範囲となる組織と施設

表　対象施設一覧

町長公室	総務課	庁舎全体（児童館、保健センター、スポーツセンター、ふれあいホール含む）
	秘書人事課	
	財政課	
	危機管理課	防災行政無線
	企画人権課	
住民部	住民課	忠岡斎場、浜霊園、共有墓地
	税務課	
	生活環境課	クリーンセンター、駅前公衆便所、三角公園公衆便所
健康福祉部	地域福祉課	
	高齢介護課	
	広域事業者指導課	
	保険課	
	健康こども課	
産業まちづくり部	土木課	緑水園、忠岡新浜緑地、大津川河川公園、三角公園、高月向井田公園、北出公園、旧ポンプ場、街路灯等、雨水ポンプ場
	産業建築課	忠岡駅構内商工展示室
会計課		
教育委員会	教育みらい課	忠岡中学校、忠岡小学校、東忠岡小学校、東忠岡こども園、適応指導教室
	学校教育課	
	生涯学習課	町民運動場、町民第二運動場、新浜テニスコート、子供の広場、町民いこいの広場、文化

		会館（図書館、公民館）
議会事務局		
消防本部	総務課	消防庁舎全体、消防車等の燃料費
	予防課	
	警防課	
その他		各課管理の公用車等の燃料費

第５次忠岡町
地球温暖化対策実行計画

令和５年７月

発　行　　忠岡町
編　集　　住民部生活環境課
住　所　　〒 595-0805
　　大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目 34-1
電　話　　0725-22-1122（代表）